

Press Release



和歌山労働局発表
平成25年11月29日

担	和歌山労働局 労働基準部
当	賃金室長 根岸喜博 賃金係長 肱岡孝之 電話 073-488-1152

最低賃金ポスターコンテストの作品募集

和歌山労働局長(榎葉 伸一^{ゆずりは しんいち})は、和歌山県最低賃金の周知広報用ポスターのデザインコンテストを実施し、広く県民から募集することとしました。

入賞作品は、ポスターとリーフレットとして、和歌山県及び全市町村、使用者団体、労働者団体等に配付することになります。

募集要項は以下のとおりです。

和歌山県最低賃金ポスターデザインコンテスト作品募集要項

1 趣旨

最低賃金は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。

平成25年度に改正した最低賃金について、広く県民に知っていただくとともに最低賃金制度の意識が高まるように、ポスターデザインコンテストを実施いたします。

2 募集作品

和歌山県最低賃金のポスターとして相応しく、最低賃金額が分かりやすいデザインとし、以下の文字が入った作品とさせていただきます。

- ・必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。
- ・和歌山県最低賃金 時間額701円
- ・効力発生年月日 平成25年10月19日

3 賞の内容

和歌山労働局長賞

4 応募期間

平成26年1月10日（金曜日）必着

応募方法は、別紙のとおりです。

別紙

応募いただく作品は、未発表で著作権者が著作者本人のもので、第三者が有するいかなる権利をも侵害しない作品とし、和歌山労働局が無償で使用することに承諾したものの一人1点とします。

応募には、著作者本人の学校名、学科（一般応募の場合は不要）、住所、氏名、連絡先を明記の上、和歌山労働局労働基準部賃金室（〒640-8581和歌山市黒田2丁目3-3）に提出して下さい（郵送可）。

作品のデザインは、ポスターのイラスト部分で、縦40cm：横40cmとし、原本1部とデータ（画像データがある場合のみ）とします。

画像データは、A2版ポスターに対応できる解像度でPDFとし、USB又はCD-R等にまとめて下さい。

作品の返却を希望する場合、返信用封筒（所定の金額の切手貼付）を添えて応募して下さい（直接取りに来られる場合には、予め申し出ておいて下さい）。